

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスにおける計画相談支援給付費と児童福祉法に基づく障害児相談支援給付費の請求事務に係る外部結合について
--------	---

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第17条第1項第4号（外部電子計算機との結合）

（担当部課： 福祉部障害者福祉課支援係）

事業の概要

事業名	障害福祉サービス
担当課	障害者福祉課
目的	障害者自立支援法に基づくサービス等利用計画及び児童福祉法に基づく障害児サービス等利用計画の作成
対象者	身体障害者、知的障害者、精神障害者及び障害児
事業内容	<p>障害者自立支援法の一部改正が、平成 24 年 4 月 1 日から施行されることにより、相談支援の充実の一環として、支給決定プロセスの見直しが行われ、相談支援体制の強化が図られることになった。</p> <p>このことに伴い、支給決定前のサービス等利用計画案、支給決定時のサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）については、指定特定相談支援事業者が作成することとなった。</p> <p>このことは、障害者自立支援法から、児童福祉法のサービスに移行した児童発達支援等についても同様である。</p> <p>障害者福祉課は平成 24 年 4 月から、指定特定相談支援事業者の指定を受け、サービス等利用計画の作成業務に従事する予定のため、作成したサービス等利用計画等についての請求事務が発生する。</p> <p>障害者自立支援法第 51 条の 17 第 6 項及び児童福祉法第 24 条の 26 第 6 項の規定（いずれも平成 24 年 4 月 1 日施行分）により、国民健康保険団体連合会に給付費の請求をする。</p> <p>想定件数 約 1,800 件</p>

別紙(電子計算機の外部結合関係)

◇1. 外部との結合(第17条第1項第4号関係)……諮問事項

件名 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスにおける計画相談支援給付費及び児童福祉法に基づく障害児相談支援給付費の請求事務に係る外部結合について

保有課 (担当課)	障害者福祉課
登録業務の名称	障害福祉サービス
結合される情報項目 (だれの、どのような項目か)	<p>1 障害者自立支援法に基づくサービス利用者及び利用申請者 (1) 障害者本人 (2) 障害児及びその保護者 2 児童福祉法に基づく「障害児通所支援」サービス利用者及び利用申請者 障害児及びその保護者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給者証番号 ・受給者氏名カナ (障害児の場合は保護者) ・受給障害児氏名カナ ・モニタリング日 ・サービス提供年月 ・市町村番号 ・事業所番号 ・サービスコード ・単位数 ・請求額
結合の相手方	東京都国民健康保険団体連合会
結合する理由	<p>障害者福祉課は、平成24年4月から指定特定相談支援事業者の指定を受け、サービス等利用計画等を作成する予定である。作成に伴い、障害者自立支援法に基づく計画相談支援給付費及び児童福祉法に基づく障害児相談支援給付費の請求事務が発生するため、インターネット回線による伝送処理により、国民健康保険団体連合会のシステムと結合することで、請求事務の効率化が図れる。</p> <p>なお、厚生労働省は電磁媒体でのデータ受渡ではなく、原則として伝送によるデータ受渡を推奨している。</p>
結合の形態	パソコンをインターネット回線により、国民健康保険団体連合会のシステムに結合する。
結合の開始時期と期間	平成24年 4月 1日 から以降継続
情報保護対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 伝送されるデータについては、伝送セキュリティソフトや暗号化により漏洩・盗用・改ざん等を防止する。(電子証明書を利用する。) ○ データ伝送処理は、ID・パスワードによるアクセス制限を設ける。